レイヨン株式会社、明光工業株式会社、株式会社名光精機、株式会社山下工作所、輸送機工業株式会社、株式会社吉見製作所、菱輝金型工業株式会社、株式会社和田製作所、渡辺精密工業株式会社、アイギエ業株式会社、葵工機株式会社、旭金属工業株式会社、株式会社天野工業、今井航空機器工業株式会社、岩戸工業株式会社、イワキ工業株式会社、ＡＰＣエアロスペシャルティ株式会社、恵那機器株式会社、榎本ビーエー株式会社、株式会社オイダ製作所、株式会社大橋鉄工所、有限会社大堀研磨工業所、偕行産業株式会社、各務原航空機器株式会社、株式会社加藤製作所、株式会社加藤製作所、株式会社郡上螺子、有限会社ケーテクニカ、近藤技研株式会社、株式会社佐々木製作所、株式会社信立、有限会社角野製作所、誠和工業株式会社、株式会社太平洋久世製作所、槌屋ティスコ株式会社、天龍コンポジット株式会社、東邦テナックス株式会社、徳田工業株式会社、鳥羽工産株式会社、有限会社名古路鉄工所、ナブテスコ株式会社、株式会社ナベヤ精機、日本プレス工業株式会社、株式会社服部精工、早川工業株式会社、早川精機工業株式会社、株式会社光製作所、有限会社フジワテック、株式会社マルケン工業、瑞浪精機株式会社、株式会社水野鉄工所、株式会社瑞穂製作所、名北工業株式会社、メイラ株式会社、株式会社ヤシマ、ヨシテクエ業株式会社、株式会社和興、伊勢金型工業株式会社、ＮＴＮ株式会社、エバ工業株式会社、キクカワエンタープライズ株式会社、航空機部品生産協同組合、真和工業株式会社、大起産業株式会社、東洋精鋼株式会社、株式会社トピア、株式会社南条製作所、株式会社光機械製作所、扶桑工機株式会社、マコトロイ工業株式会社、三重樹脂株式会社、有限会社愛光電子、アイビーテクノクリエイション株式会社、株式会社アップルハイテック、飯田精機株式会社、飯田精密株式会社、有限会社大島電子、加賀ワークス株式会社、株式会社乾光精機製作所、株式会社協電社、株式会社協和精工、クロダ精機株式会社、コーエー精機株式会社、山京インテック株式会社、三洋工具株式会社、三和ロボティクス株式会社、株式会社ＪＭＣ、株式会社しなの工業、株式会社タカモリ、多摩川航空電装機器株式会社、多摩川精機株式会社、多摩川テクノクリエイション株式会社、多摩川パーツマニュファクチャリング株式会社、多摩川マイクロテップ株式会社、株式会社ティーエー・システム、株式会社ＮＥＸＡＳ、有限会社野中製作所、株式会社浜島精機、株式会社林精機、株式会社ピーエーイー、株式会社マルヒ、株式会社丸宝計器、有限会社森脇精機、有限会社矢崎製作所、有限会社ユーズテック、株式会社ヨシカズ、アイティーオー株式会社、株式会社オリオン工具製作所、株式会社桜井製作所、庄田鉄工株式会社、富士工業株式会社、株式会社ブローチ研削工業所、株式会社平安コーポレーション、マシン・テック・ヤマシタ有限会社、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社八十二銀行、株式会社静岡銀行、株式会社清水銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行、株式会社三重銀行、株式会社百五銀行、株式会社京都銀行、株式会社百十四銀行、株式会社長野銀行、株式会社愛知銀行、株式会社名古屋銀行、株式会社中京銀行、株式会社第三銀行、飯田信用金庫、アルプス中央信用金庫、浜松信用金庫、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、東濃信用金庫、関信用金庫、岡崎信用金庫、瀬戸信用金庫、知多信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫、中日信用金庫、桑名信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、長野県信用組合、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター、中部国際空港株式会社、名古屋商工会議所及び国立大学法人名古屋大学

二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアＮｏ．１航空宇宙産業クラスター形成特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　工場等新増設促進事業、国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千百六十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百二十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十八年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　福岡県、北九州市及び福岡市

二　国際戦略総合特別区域の名称　グリーンアジア国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千百六十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第二百二十三号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十八年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　京都市及び京都府

二　地域活性化総合特別区域の名称　京都市地域活性化総合特区　豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～５０００万人感動都市へ～

三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　特定伝統料理海外普及事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千百六十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第二百二十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十八年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　和歌山県

二　地域活性化総合特別区域の名称　和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及び総合特別区域法第三十七条の二第一項第一号の特定事業　外国人観光旅客への通訳案内その他外国人観光旅客の受入れに関するサービスの提供及び人材の育成に関する事業並びに地域限定特例通訳案内士育成等事業

○内閣府告示第千百六十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第二百二十六号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十八年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　雲南市

二　地域活性化総合特別区域の名称　たたらの里山再生特区（中山間地域における里山を活用した市民による地域再生の挑戦）

三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第千百六十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百七十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十八年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　群馬県

二　地域活性化総合特別区域の名称　群馬がん治療技術地域活性化総合特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業